

平成20年12月15日

各位

会社名 株式会社 光 陽 社  
代表者名 代表取締役社長 片 山 英 彦  
(コード 7946 大証 第二部)  
問合せ先 業務本部本部長 西 田 道 夫  
(TEL. 06-6944-5000)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成21年1月23日開催予定の臨時株主総会に、下記の通り、定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の発行可能株式総数は、昭和62年6月に1,400万株に変更して以来21年が経過いたしました。その間の新株発行により発行済株式の総数は1,339万2千株に達しました。つきましては、今後の資本政策に対応するため、発行可能株式総数を5,000万株に変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されることにともない、株券の発行および単元未満株券の不発行に関する規定を削除するとともに、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されることに伴い、実質株主および実質株主名簿の用語について削除するものであります。また、株券喪失登録簿に関する規定を附則に移すとともに、株券の発行に関する規定等を削除したことに伴う条数の繰上げを行うものであります。

- (注) 発行可能株式総数の変更につきましては、敵対的買収防衛策の一環と受け取られる面もありますが、買収者が現れた場合の脅威としているような具体的な事象はなく、具体的な防衛策の導入につきましては、その必要性も含め今後の課題と考えております。今後、敵対的買収防衛策として株主および投資家の皆様に影響を与える施策を導入または発動することを決定した場合は、直ちにその詳細につきまして公表いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,400</u>万株とする。 <u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行す <u>る。</u> (自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項 の規定により、取締役会の決議によ って自己の株式を取得することが できる。 (単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株と する。 <u>(単元未満株券の不発行)</u> 第10条 当社は、第7条の規定にかかわ <u>らず、単元株式数に満たない数の株</u> <u>式(以下「単元未満株式」という。)</u> <u>に係る株券を発行しない。ただし、</u> <u>株式取扱規程に定めるところにつ</u> <u>いてはこの限りでない。</u> (単元未満株式についての権利) 第11条 当社の株主(実質株主を含む。 <u>以下同じ。)</u>は、その有する単元未 満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができな い。 (1) 会社法第189条第2項各号に 掲げる権利</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>5,000</u>万株とする。 (削除) (削除) (自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削除) (削除) (単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未 満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができな い。 (1) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し)</p> <p>第 12 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 (株主名簿管理人)</p> <p>第 13 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する</u>。</p> <p>3. 当会社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ</u>)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し</u>、当会社においては取扱わない。 (株式取扱規程)</p> <p>第 14 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり) (単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める</u>。</p> <p>3. 当会社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては<u>これを</u>取扱わない。 (株式取扱規程)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(以下、条数を 2 条繰上げる)</p>

